

合併協議会だより

4号

2004年
6月発行

編集・発行／高松市・塩江町合併協議会事務局



ごみ処理施設

南部広域クリーンセンターが完成！



管理棟・エコホテル

●ごみ処理施設

- ・施設規模 300 t / 24 h
- ・炉形式 連続式流動床炉型
ガス化熔融方式

●廃棄物再生利用施設

- ・破碎 35 t / 日 (5 h)
- ・選別 35 t / 日 (5 h)

高松市・塩江町などで構成する高松地区広域市町村圏振興事務組合の設置する「南部広域クリーンセンター」が、塩江町安原下に完成しました。

この施設は、万全の環境対策のもとにごみ処理を行う「ごみ処理施設」、ごみの中から再生可能な資源を選別し回収する「廃棄物再生利用施設」、楽しみながら環境問題について学べる「管理棟・エコホテル」の3つの施設で構成され、高松市・塩江町・香南町の一般廃棄物を処理します。

合併協議会の第8回会議から第10回会議が開催され、合併後の塩江町地域における「水道料金」、「保育料」などの取扱いが確認されました。

また、「塩江病院」については、診療内容や運営形態など、現行どおり高松市に引き継ぐことが確認されました。

目次

・第8回会議の概要	2
・第9回会議の概要	2
・第10回会議の概要	3
・合併後、こうなります！	
国民健康保険事業	5
水道料金	6
保育料	7
・合併協定項目の協議状況	8
・お知らせ	8

第8回会議の概要

2月12日(木)に、合併協議会第8回会議が高松市役所で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

■報告事項

次の事項について報告されました。

報告第10号

・高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について(事務局職員に関する規定を変更)

■協議事項

議案第13号・第14号が、原案どおり決定され、第7回会議で提案された協議第12号から第15号までが原案どおり確認されました。

また、協議第16号から第19号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。



議案第13号

平成16年度高松市・塩江町合併協議会事業計画について

- ・合併協定項目の協議
- ・行政制度・事務事業の現況調査の実施及び調整
- ・建設計画の策定
- ・合併協議会日より、ホームページによる情報の提供等

議案第14号

平成16年度高松市・塩江町合併協議会予算について

- 《歳入》
- ・市町負担金、県補助金等
- 《歳出》
- ・会議費、事務費、事業推進費等(合併協議会よりの発行、ホームページの管理、建設計画の策定等)

協議第12号(確認)

消防団の取扱いについて

塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

協議第13号(確認)

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。(※5ページを参照)

協議第14号(確認)

コミュニティ施策について

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。

協議第15号(確認)

その他の事業(女性政策)について

女性政策については、高松市の制度に統一する。

協議第16号(提案)

- ・人権啓発事業について
- ・生活保護事業について
- ・上水道事業について
- ・下水道事業について

第9回会議の概要

4月21日(水)に、合併協議会第9回会議が高松市役所で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

■報告事項

次の事項について報告されました。

報告第11号

・高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について（高松市の組織機構の見直し等に伴う委員変更）

■協議事項

第8回会議で提案された協議第16号から第19号までが原案どおり確認されました。

また、協議第20号から第24号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第16号（確認）

人権啓発事業について

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

協議第17号（確認）

生活保護事業について

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

協議第18号（確認）

上水道事業について

塩江町の簡易水道事業は、高松市の簡易水道事業として引き

継ぐ。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。（※6ページを参照）

協議第19号（確認）

下水道事業について

塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続する。

また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで、現行のとおり継続する。

協議第20号・第24号（提案）

・財産の取扱いについて
・条例・規則等の取扱いについて

第10回会議の概要

・児童福祉事業について
・病院事業について
・その他の事業（美術館事業）について

5月31日（月）に、合併協議会第10回会議が塩江町役場で開催されました。
会議の概要は、次のとおりです。

■新委員の紹介

（新委員）

谷本 繁男（高松市議会議長）
大橋 光政（高松市議会副議長）
松山 浩治（高松市議会議員）

（旧委員）

山田 徹郎（前高松市議会議長）
菰刈 将鷹（前高松市議会副議長）
野口 勉（高松市議会議員）

■協議事項

第9回会議で提案された協議第20号・第21号・第23号・第24号が原案どおり確認されると

もに、協議第22号（児童福祉事業）の修正案が提案され、確認されました。

また、協議第25号から第28号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第20号（確認）

財産の取扱いについて

塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐ。

塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐ。

協議第21号（確認）

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行う。



協議第22号（確認）**児童福祉事業について**

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整する。（※7ページを参照）

乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者は、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用する。

協議第23号（確認）**病院事業について**

塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐ。

協議第24号（確認）

その他の事業（美術館事業）について

塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市

に引き継ぐ。

塩江町立美術館の運営については、現行のとおりとする。

ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。

協議第25号（提案）**第28号（提案）**

- ・ 附属機関等の取扱いについて
- ・ 公共的団体等の取扱いについて
- ・ 使用料・手数料等の取扱いについて
- ・ 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて



ピカちゃん



高松市都市イメージキャラクター

『新しいまちづくりを考える住民懇談会』を開催しました！

合併協議会では、現在、合併後の市のマスタープランとなる「建設計画」の策定作業を進めています。この「建設計画」や今後の合併協議に、住民の皆さんの御意見等を反映させるため、2月28日と29日の両日、塩江町で、『新しいまちづくりを考える住民懇談会』を3回開催しました。

懇談会では、現在の塩江町地域の課題や問題点、また、合併により“どのようなまちになればよいか”など、ハード・ソフト両面で、住民の皆さん相互に活発な意見交換が行われました。

なお、懇談会で出された御意見・御要望等は、第9回会議資料として、合併協議会事務局や高松市役所、塩江町役場で閲覧できます。また、合併協議会のホームページにも掲載していますので、ぜひ、御覧ください。



合併後、こうなります！

合併協議会では、現在、高松市と塩江町の住民サービスの水準や住民負担の調整など、両市町の合併に関する様々な協議を進めています。

ここでは、第8回会議から第10回会議で確認された事項のうち、特に住民の皆さんに関係の深い事項について、ピックアップしてお知らせします。

■合併後の塩江町地域の「国民健康保険事業」は、こうなります！

第8回会議において、「合併年度は現行どおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する」ことが確認されました。

このことに伴い、両市町が本年度中に合併した場合、平成17年度から、塩江町地域の国民健康保険事業は、次のとおりとなります。

●国民健康保険料(税)の比較

率及び限度額等		高松市	塩江町
医療給付費分	所得割	7.0/100	8.0/100
	資産割	26.9/100	40.0/100
	均等割	29,100円	23,000円
	平等割	24,200円	28,000円
介護納付金分	所得割	1.5/100	1.55/100
	資産割	5.9/100	10.0/100
	均等割	7,000円	7,200円
	平等割	4,300円	4,200円
出産育児一時金		300,000円	300,000円
葬祭費		50,000円	30,000円
人間ドック	助成内容	人間ドック及び脳ドック	人間ドックのみ
	助成額	25,000円	25,000円
	対象者	・満40歳以上 ・国保1年以上継続加入 ・納期到来分の保険料を完納	・満35歳以上

合併後はこうなります！

●国民健康保険料(税)の比較

(一例/平成16年度の算定方法により試算)

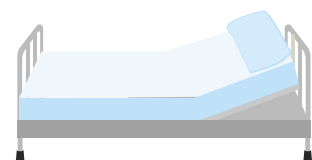
- 夫婦(介護保険第2号被保険者)と子供2人で、世帯主(介護保険第2号被保険者)の前年(平成15年)所得：200万円
平成16年度固定資産税額：5万円の場合は、年間で5,800円安くなります。(単位：円)

	高松市	塩江町	差額
医療給付費分	270,900	273,600	△ 2,700
介護納付金分	46,300	49,400	△ 3,100
合計	317,200	323,000	△ 5,800

- 夫婦(介護保険第2号被保険者以外)で、世帯主の前年(平成15年)所得：120万円
平成16年度固定資産税額：5万円の場合は、年間で6,900円安くなります。(単位：円)

	高松市	塩江町	差額
医療給付費分のみ	156,700	163,600	△ 6,900

※ 両市町では、別途、所得状況に応じて、軽減制度があります。



《料(税)率は、平成16年度》

■合併後の塩江町地域の「水道料金」はこうなります！



第9回会議において、合併後の水道料金は、「高松市の制度に統一する」ことが確認されました。

このことに伴い、塩江町地域の水道料金は、約91%の世帯が該当する「メーター口径13mm(家庭用)・平均使用水量15m³/月」の場合、1ヶ月で1,260円(年間15,120円)安くなります。また、営業用等を含む全体の平均では、1ヶ月で1,866円(年間22,392円)安くなります。

なお、現在、塩江町地域の水道料金は、検針・請求ともに月1回ですが、合併後は、隔月で検針し、2ヶ月に1度の請求となります。

●水道料金(月額)の比較表 (※印は、塩江町の平均使用水量)

家庭用

	1ヶ月の使用水量 (m ³)	高松市 (円)	塩江町 (円)	差 額 (円)
メーター口径 13mmの場合	0	1,050	2,257	△ 1,207
	10	1,470	2,257	△ 787
	※ 15	2,152	3,412	△ 1,260
	20	2,835	4,567	△ 1,732
	30	4,935	6,877	△ 1,942
	50	9,135	11,497	△ 2,362
メーター口径 20mmの場合	0	2,100	2,331	△ 231
	10	2,520	2,331	189
	※ 16	3,339	3,717	△ 378
	20	3,885	4,641	△ 756
	30	5,985	6,951	△ 966
	50	10,185	11,571	△ 1,386

合併後は
こうなります！

営業用

	1ヶ月の使用水量 (m ³)	高松市 (円)	塩江町 (円)	差 額 (円)
メーター口径 13mmの場合	0	1,050	2,467	△ 1,417
	10	1,470	2,467	△ 997
	20	2,835	5,302	△ 2,467
	※ 24	3,675	6,436	△ 2,761
	30	4,935	8,137	△ 3,202
	50	9,135	13,807	△ 4,672
メーター口径 20mmの場合	0	2,100	2,541	△ 441
	10	2,520	2,541	△ 21
	50	10,185	13,881	△ 3,696
	※ 61	12,495	16,999	△ 4,504
	100	20,685	28,056	△ 7,371
	200	45,885	59,556	△ 13,671
メーター口径 50mmの場合	1,000	262,185	312,480	△ 50,295
	※ 1,275	332,430	399,105	△ 66,675
	2,000	514,185	627,480	△ 113,295
	5,000	1,270,185	1,572,480	△ 302,295

合併後は
こうなります！

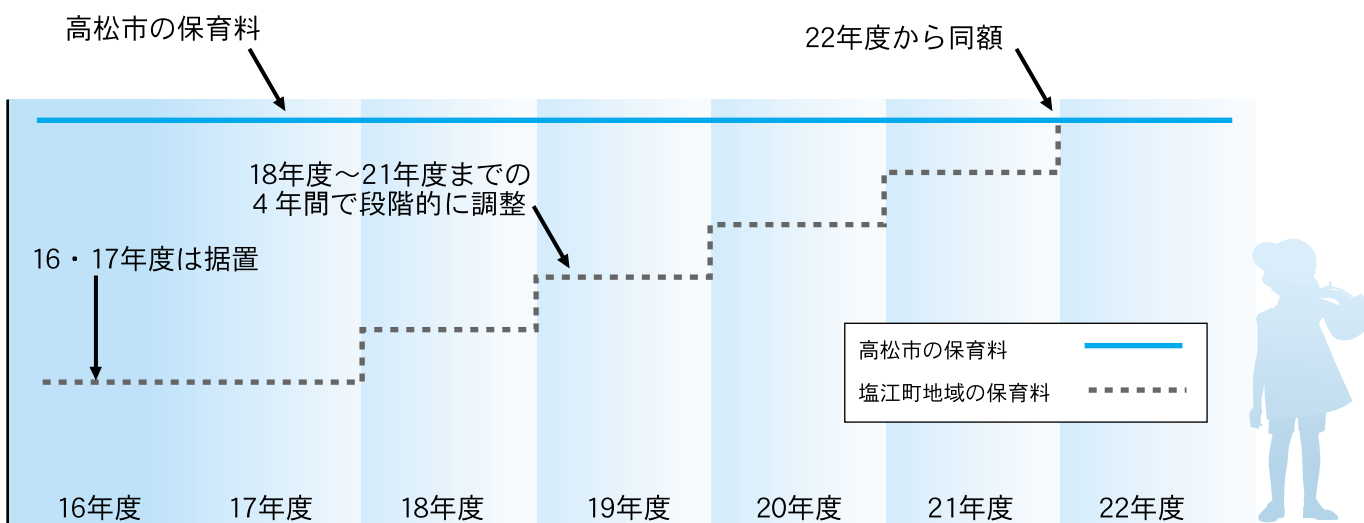
■合併後の塩江町地域の「保育料」はこうなります！

第10回会議において、合併後の塩江町地域の保育料の取扱いが確認されました。

現在、塩江町では、若者の定住を促進する観点等から、高松市に比べ低額な保育料が適用されています。

この保育料の調整に当たり、合併協議会では、当初、4年度間の経過措置を設けることが提案されましたが、委員から、両市町の保育料には相当の差があり、経過措置の期間をさらに延長すべきとの意見があったことから、再度、協議した結果、経過措置の期間を1年間延長し、5年度間とする修正案が確認されました。

●保育料の調整イメージ（平成16年度中に合併した場合）



●現在の高松市と塩江町の保育料

○3歳未満児で1人が保育所に入所している場合（生活保護世帯を除く）

高松市 ⇒ 7,000円／月～53,000円／月

塩江町 ⇒ 2,350円／月～27,120円／月

○3歳児で1人が保育所に入所している場合（生活保護世帯を除く）

高松市 ⇒ 5,000円／月～34,000円／月

塩江町 ⇒ 1,690円／月～26,680円／月

○4歳以上児で1人が保育所に入所している場合（生活保護世帯を除く）

高松市 ⇒ 5,000円／月～29,000円／月

塩江町 ⇒ 4歳児 1,690円／月～26,680円／月

5歳児 1,690円／月～15,000円／月

※ 左記の保育料は、同一世帯で1人が保育所に入所している場合の月額保育料で、両市町では、別途、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合や母子世帯等については、保育料を減額しています。

「防犯灯設置等補助制度」は？

合併後の塩江町地域の防犯灯設置等補助制度は、現在、塩江町では補助対象となっていない白熱防犯灯から蛍光防犯灯への切替工事、防犯灯の移設・補修工事などについても補助の対象となります。

合併協議、進行中!

合併協定項目の協議状況をお知らせします

合併協議会では、昨年6月1日に設置されて以来、これまでに10回の会議を開催し、合併協定項目について協議を進めています。これまでの協議状況は、次のとおりです。

なお、合併協定項目の内容や協議結果などの詳細は、合併協議会のホームページに掲載していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

合併協定項目	提 案	協議状況
1 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第2回	第2回確認
2 合併の期日	第2回	第2回確認
3 市の名称	第2回	第2回確認
4 市の事務所の位置	第2回	第2回確認
5 財産の取扱い	第9回	第10回確認
2 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い		
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い	第5回	第6回確認
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3 その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第4回	第5回確認
12 慣行の取扱い	第4回	第5回確認
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い	第9回	第10回確認
15 特別職の職員の身分の取扱い	第4回	第5回確認
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い	第10回	継続協議
18 公共的団体等の取扱い	第10回	継続協議
19 消防団の取扱い	第7回	第8回確認
20 使用料・手数料等の取扱い	第10回	継続協議
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第10回	継続協議
22 国民健康保険事業の取扱い	第7回	第8回確認
23 介護保険事業の取扱い		
24 各種事務事業の取扱い		
1 都市提携	第6回	第7回確認
2 電算システム事業	第6回	第7回確認
3 広聴広報事業	第6回	第7回確認
4 人権啓発事業	第8回	第9回確認
5 コミュニティ施策	第7回	第8回確認
6 障害者福祉事業		
7 高齢者福祉事業		
8 生活保護事業	第8回	第9回確認
9 児童福祉事業	第9回	第10回確認
10 その他の福祉事業		
11 保健衛生事業		
12 病院事業	第9回	第10回確認
13 環境対策事業		
14 商工・観光関係事業		
15 農林水産関係事業		

合併協定項目	提 案	協議状況
16 建設関係事業		
17 交通関係事業		
18 上水道事業	第8回	第9回確認
19 下水道事業	第8回	第9回確認
20 消防防災関係事業		
21 学校教育事業		
22 社会教育事業		
23 文化振興事業		
24 その他の事業		
女性政策	第7回	第8回確認
美術館事業	第9回	第10回確認
4 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画		

■合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付し、傍聴証をお渡しします。傍聴の定員は50名以内。

■会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、塩江町役場で会議資料や会議録を御覧いただけるほか、ホームページでも御覧いただけます。

編集 発行

高松市・塩江町合併協議会事務局
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL (087) 839-2121 FAX (087) 839-2125
URL <http://www.takamatsu-shionoe.jp>
E-mail : t8046@city.takamatsu.lg.jp

御意見をお待ちしています!

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。